高齢者総合計画の策定について

1 計画の位置づけ

高齢者総合計画は、法定計画として介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に対するサービス目標量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」と老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」を一体化した計画です。

なお、流山市高齢者総合計画は、流山市総合計画及び流山市地域福祉 計画の個別計画であり、千葉県高齢者保健福祉計画との整合を図ってい きます。

2 計画の期間

平成23年度に策定する次期計画は、平成21年3月に策定した「流山市高齢者支援計画(平成21年度~平成23年度)」を見直し、平成24年度から平成26年度までの3か年の計画を策定するものです。

3 策定方針

高齢社会を迎えた今日、要支援・要介護高齢者や認知症高齢者の増加や高齢者の単独及び高齢者のみの世帯の増加などの様々な課題を抱えるなかで、高齢者の誰もが、いつまでも健康で、生きがいを持って暮らせるよう、健康づくり等の諸施策を推進するとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して、可能な限り日常の生活が営める地域社会づくりを推進します。

高齢者のニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域包括ケアシステムを構築します。

計画の策定に当たっては、日常生活圏域別調査を実施し、地域や地域に居住する高齢者の課題(どこに、どのような支援を必要としている高齢者が、どの程度生活しているか)の把握に努めるともに、必要なサービス量(課題に則した対応手法)に繋げられるよう推進します。

4 市民参加

◎ 計画策定のための調査等

6 5 歳以上の人を対象にした実査、介護保険の認定を受けている 人を対象にした調査、介護保険の事業者を対象にした調査等を行い、 市民や事業者の意向等を把握して計画策定を進めます。

◎ 情報の提供

計画づくりの段階から、広報ながれやま、市ホームページ等の活用を図り、広く情報の提供を図るとともに、意見を聴取し、計画の策定に反映します。

◎ 公聴会の開催

計画の素案段階において、公聴会を開催して広く市民の意見を聴取し、計画の策定に反映します。

◎ パブリックコメントの実施

計画の素案については、素案の縦覧、広報ながれやまや市ホームページによるパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取し、計画に反映します。

5 策定体制

◎ 流山市保健福祉諸計画策定委員会

健康福祉部長を会長とし、関係課長等をもって組織している流山市保健福祉諸計画策定委員会で計画素案等の策定、調整を行います。

- ◎ 流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会介護保険における地域包括支援センターの円滑な運営及び地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置された協議会の意見の聴取を行い、計画の策定に反映します。
- ◎ 流山市介護保険制度モニター

介護保険制度に対する要介護保険者等の意見、要望及び介護サービスの情報等を広く公正に聴き、介護サービスの向上と介護保険制度の充実を図るために設置されている介護保険制度モニターの意見を聴取し、計画の策定に反映します。

◎ 流山市福祉施策審議会

市の付属機関である福祉施策審議会に高齢者総合計画の策定について諮問し、計画の策定状況に応じて開催する審議会の意見を反映しながら計画づくりを推進し、審議会の答申により策定します。